



- 原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、審査官が、文書その他物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(審理のための処分)

第十五條 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの人者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の關係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合において、同法第四十七条の二に規定する者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帶し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害關係者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による处分に違反して出頭せず、審問に對して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しく

えなければならない。

5 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害關係者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による处分に違反して出頭せず、審問に對して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しく

は報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その審査請求を棄却し、又はその意見

出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録方式）（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したもの（開覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求

(本案の決定)  
**第十八条** 審査官は、審理を終えたときは、遅滞なく、審査請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。  
(決定の方式)

- |  |  |
|--|--|
| <p>出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式）で作成された記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したもの（閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>審査官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は、この限りでない。</p> <p>審査官は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>5 審査官は、経済的困难その他の特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>第十六条の三</b> 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定があるまでに間、審査官に対し、第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一項の規定により提</p> |  |
|--|--|

(本案の決定)  
**第十八条** 審査官は、審理を終えたときは、遅滞なく、審査請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。  
(決定の方式)

が審査請求人に送付された後一週間以内」と、  
「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読  
み替えるものとする。  
(審査請求の制限)

**第二十二条の二** この節の規定に基づく処分又は  
その不作為については、審査請求をすることが  
できない。  
(政令への委任)

第二十三条 この節に定めるもののほか、審査請  
求の手続に關し必要な事項は、政令で定める。  
(審査及び仲裁の手続)

**第二十四条** 第十二条の規定は、労働者災害補償  
保険審査官が第六条の審査又は仲裁の申立てを  
受理した場合について準用する。

**第二十五条** 第十二条の規定は、労働者災害補償  
保険審査官が第六条の審査又は仲裁の申立てを  
受理した場合について準用する。

**第二十六条** 前項に定めるもののほか、第六条の審査及び  
仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定め  
る。

## 第二章 労働保険審査会

### 第一節 設置及び組織

**(設置)** 労働者災害補償保険法第三十八条及  
び雇用保険法第六十九条の規定による再審査請  
求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の  
所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」  
といふ）を置く。

**第二十七条** 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件  
を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和  
三十四年法律第百六十号）第八十四条第一項の  
規定による審査の事務を取り扱う。  
(組織)

**第二十八条** 審査会は、委員九人をもつて組織す  
る。  
(委員の任命) 委員のうち三人は、非常勤と  
する。

**第二十九条** 委員は、人格が高潔であつて、労働  
問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働  
保険に関する学識経験を有する者のうちから、  
両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命す  
る。

**第三十条** 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合  
において、国会の閉会又は衆議院の解散のため  
に、両議院の同意を得ることができないときは、  
厚生労働大臣は、前項の規定にかかわら  
ず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識  
見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学  
識経験を有する者のうちから、委員を任命する  
ことができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会  
で、両議院の事後の承認を求めなければならな  
い。この場合において、両議院の事後の承認を  
受けることができないときは、厚生労働大臣  
は、その委員を罷免しなければならない。

**第三十一条** 委員の任期は、三年とする。ただ  
し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と  
する。

**第三十二条** 委員は、再任されることができる。

**第三十三条** 委員の任期が満了したときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第三十四条** 委員は、独立してその職権を行う。  
(職権の行使)

**第三十五条** 委員は、次の各号のいずれかに該当す  
る場合を除いては、在任中、その意に反して罷  
免されることがない。

**第三十六条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第三十七条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第三十八条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第三十九条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十一条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十二条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十三条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十四条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十五条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十六条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十七条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十八条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第四十九条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第五十条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第五十一条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第五十二条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第五十三条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第五十四条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

**第五十五条** 委員は、次に該当するときは、当該委員は、  
後任者が任命されるまで引き続きその職務を行  
うものとする。

二 前項の合議体を構成する者の意見が三説に  
分かれた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会が定め  
る場合

**第三十三条の二** 前条第一項又は第二項の合議体  
を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長  
とする。

**第三十四条** 委員の任期は、前任者の残任期間と  
する。

**第三十五条** 委員が審査長となる。

**第三十六条** 厚生労働大臣は、労働者災害補償  
保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表  
する者各六人を、雇用保険制度に関し関係労働  
者及び関係事業主を代表する者各二人を、それ  
ぞれ、関係団体の推薦により指名するものとす  
る。

一 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほ  
か、報酬のある他の職務に従事し、又は常勤  
事業を営み、その他金銭上の利益を目的とす  
る業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該當  
する行為をしてはならない。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏ら  
してはならない。その職を退いた後も同様とす  
る。

**第三十七条** 削除

**第三十八条** 労働者災害補償保険法第三十八条第  
一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定に  
よる再審査請求は、第二十条の規定により決定  
書の謄本が送付された日の翌日から起算して二  
月を経過したときは、することができない。

**第三十九条** 第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、  
前項の期間について準用する。

**第四十条** 第一項に規定する再審査請求においては、原  
処分をした行政庁を相手方とする。

**第四十一条** 再審査請求は、政令で定めるところ  
により、文書でしなければならない。

**第四十二条** (関係者に対する通知)

**第四十三条** 委員会議の議事は、出席した委員の過半数を  
もつて決し、可否同数のときは、会長の決する  
ところによる。

**第四十四条** 審査会が第三十条第三号の規定による認定を  
するには、前項の規定にかかわらず、出席した  
委員のうちの本人を除く全員の一一致がなければ  
ならない。

**第四十五条** (給与)

**第四十六条** 委員の給与は、別に法律で定める。

**第四十七条** (特定行為の禁止)

**第四十八条** 委員の委員は、在任中、次の各号の  
いずれかに該当する行為をしてはならない。

**第四十九条** 委員は、申立てにより又は職権で、利害関係者を當  
事者として再審査請求の手続に参加させること  
ができる。

2 審査会は、前項の規定により利害関係者を再め、当事者及び当該利害関係者の意見を聞かなければならぬ。

3 再審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項の規定により当該再審査請求に参加する者のために、当該再審査請求への参加に關する一切の行為をすることができる。ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(審理期日及び場所) 第四十二条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

(審理の公開) 第四十三条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮) 第四十四条 審理の指揮は、審理長が行う。

(意見の陳述等) 第四十五条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

2 第三十六条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による意見の陳述（以下この条において「意見陳述」という。）は、審査会が全ての当事者を招集してさせるものとする。

4 意見陳述において、審査長は、当事者若しくはその代理人又は第三十六条の規定により指名された者のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 意見陳述に際し、当事者（原処分をした行政庁を除く。）及びその代理人は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に關し、原処分をした行政庁に対し、質問を發することができる。（審理のための処分等）

第四十六条 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができることとする。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。

六 労働者災害補償保険法第三十八条の規定による再審査請求の場合において、同法第四十一条の二に規定する者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

七 審査会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

八 審査会は、再審査請求人又は第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えるなければならない。

九 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対し答弁をせず、報告をせぬ、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第六号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その再審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

十 第十五条第六項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

十一 第十六条の規定は、第一項第一号若しくは第三号又は第二項の規定があつた場合について準用する。

第四十七条 審査会は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

第二項 第当事者及び第三十六条の規定により指名された者は、前項の調書を閲覧することができる。

第三項 第十六条の三第一項後段及び第三項の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。

(合議) 第四十八条 審査会の合議は、公開しない。  
(再審査請求の取下げ)

第四十九条 再審査請求人は、裁決があるまでには、いつでも 再審査請求を取り下げることができる。

第二項 再審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

第三項 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九条第二項の規定に該当する場合において、労働者災害補償保険法第三十八条第一項又は雇用保険法第六十九条第一項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一 労働者災害補償保険審査官又は雇用保険審査官において当該再審査請求がされた日以前に審査請求に係る原処分の一部を取り消す旨の決定書の謄本を発している場合 その部分についての再審査請求

(準用規定) 第五十条 第七条の二、第九条の二から第十二条まで、第十三条の二、第十四条から第十四条の三まで、第十六条の二から第十七条まで、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二条の二までの規定は、審査会が行う再審査請求の手続について準用する。(この場合において、これらの規定(第二十二条の二を除く。)中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるほか、次の表の上欄に





この条において「申請等の行為」という。」で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(検討) 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務普及事業を自主的かつ自立的に執行できるよう国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

は、この法律の施行の日に、新労審法第三十九条の規定により指名されたものとみなす。  
**(別に定める経過措置)**  
**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成一一年一二月八日法律第一号) 抄**

**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**

**第三条** 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定による

附 則（平成二年一月二二日法律第  
一二四号）抄

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の発達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（罰則にに関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

私がされていないものについては、この法律及び規則に基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相當の機關に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後そのぞれの法律の規定を適用する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄  
第一条（施行期日）この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

より従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。  
一から十八まで 略

十九 第八十一条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十条、公害等調整柔軟性員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等

第三条 前条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附 則（平成一四年一二月一三日法律第二百四号）抄  
（施行期日）

(不服申立てに關する処置指置) 第百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理されることとされる事務は、新地方自治法第二条第十九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十三条の規定 公布の日  
（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 この法律の施行の際に従前の労働省の労働保険審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、第九十四条の規定による改正後この労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下この条において「新労審法」という。）第二十九条第一項の規定により、厚生労働省の労働保険審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたもののみなされる者の任期は、新労審法第二十八条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の労働省の労働保険審査会の委員としての任期とする。残任期間と同一の期間とする。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一一年二月二日法律第一六〇号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一一年五月一九日法律第十七号抄)

行する。

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によらない従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

## （罰則に関する経過措置）

### 第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対

2  
二

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**(施行期日)**

#### **第十四条** 附則第二条から前条までに規定するも

する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

の日に新労働審査法第三十二条第一項の規定により、厚生労働省の労働保険審査会の会長として定められたものとみなす。

附則（平成二年五月一九日法律第七号）抄  
（施行期日）

置は、政令で定める。  
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六  
九号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十  
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す  
る。

**（経過措置の原則）**  
 行政府の処分その他の行為又は不作為に  
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前  
にされた行政府の処分その他の行為又はこの法  
律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為  
に係るものについては、この附則に特別の定め  
がある場合を除き、なお従前の例による。

**（訴訟に関する経過措置）**

この法律による改正前の法律の規定によ  
り不服申立てに対する行政府の裁決、決定そ  
他の行為を経た後でなければ訴え提起できな  
いこととされる事項であつて、当該不服申立て  
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起  
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが  
他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定そ  
他の行為を経た後でなければ提起できないと  
される場合は、当該他の不服申立てを提起  
しないでこの法律の施行前にこれを提起す  
べき期間を経過したものと含む。）の訴えの提  
起については、なお従前の例による。

**2** この法律の規定による改正前の法律の規定

（前条の規定によりなお従前の例によることと  
される場合を含む。）により異議申立てが提起  
された处分その他の行為であつて、この法律の  
規定による改正後の法律の規定により審査請求  
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え  
を提起することができないこととされるもの  
を取消しの訴えの提起については、なお従前の例  
による。

**3** 不服申立てに対する行政府の裁決、決定そ  
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の  
施行前に提起されたものについては、なお従前の  
例による。

**（罰則に関する経過措置）**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則  
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に  
よることとされる場合におけるこの法律の施行  
後にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**  
**第十条** 附則第五条から前条までに定めるものの  
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定  
める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八  
号）抄

1 (施行期日)  
 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則（令和五年六月一六日法律第六三  
号）抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當  
該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七  
条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第  
二十二条中内航海運業法第六条第一項第二号  
の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三

十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十  
九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事  
業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、  
第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五

条中民間事業者による信書の送達に関する法  
律第八条第二号の改正規定並びに第五十六

条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び  
第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十  
条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日

から起算して三年を超えない範囲内において  
政令で定める日

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるものほか、この法律  
の施行に必要な経過措置（罰則に関する経  
過措置を含む。）は、政令で定める。